

提供条件

- 電気供給サービス提供者
 - 電気供給サービス提供者: 株式会社TOSMO(以下当社)
- 電気供給サービス対象者
 - 以下、すべての条件を満たすお客様が対象となります。
 - 契約電力50kWh未満の低圧契約であること
 - 東京電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
 - ※一部離島は供給エリア外となります。
 - 当社電気需給約款に承諾いただけること(当社ホームページに掲載)
- 電気料金ならびに事務手数料

【電気料金】

月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」もしくは「最低料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金(燃料費調整額を含む)」の合計に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。なお、地域電力会社の料金改定に追従し、本サービスのご利用料金も同時期に、同率で変更いたします。

・従量電灯B(東京電力エリア従量電灯B相当) (円, 税込)

区分		料金単価
1契約あたりの基本料金	10A	560.00
	15A	560.00
	20A	560.00
	30A	838.00
	40A	1,118.00
	50A	1,397.00
1kWhあたりの電力量料金	最初の120kWhまで	19.33
	120kWhを超え300kWhまで	25.00
	上記超過	29.02
	1契約あたりの最低料金	560.00

・従量電灯C(東京電力従量電灯C相当) (円, 税込)

区分		料金単価
1kVAあたりの基本料金		280.80
1kWhあたりの電力量料金	最初の120kWhまで	19.33
	120kWhを超え300kWhまで	25.00
	上記超過	29.02

・低圧電力

ご使用される電気機器の力率にもとづき算定した値(加重平均力率)が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増しいたします。

(円, 税込)

区分		料金単価
1kWあたりの基本料金		999.00
1kWhあたりの電力量料金	夏季	16.97
	その他季	15.42

(夏季: 毎年7月1日から9月30日まで、その他季: 夏季以外の期間)

【事務手数料】

請求額の明細等を当社ホームページ上のマイページでご確認いただく場合、事務手数料は無料です。ただし請求明細書発行をご希望の場合は、事務手数料として請求書発行手数料216円(税込)が必要です。

請求書発行手数料は、毎月の電気料金に合算してご請求させていただきます。

- 契約事務手数料
 - 初回契約時のみ契約事務手数料、3,240円(税込)を申し受けます。
 - 初回の電気料金に合算してご請求させていただきます。
- 契約期間
 - 契約期間は原則として1年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。
- その他
 - 地域電力会社との現在のご契約内容によっては、本サービスへお切り替えいただけない場合があります。

個人情報の取扱について

当社が取得する個人情報の利用目的は次の通りです。

- ご本人かどうかの確認のため・商品やサービスのご案内、提供、代金請求等管理のため・ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品・サービスに関するご案内のため・新商品やサービスの研究や開発を目的とする市場調査やデータ分析のため
- その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

以下の場合を除き、お客様の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲で、代理店を含む当社関連会社に提供する場合

当社は、次の者との間で託送供給等契約に関する業務のため、個人情報を共同利用することがあります。1. 小売電気事業者 2. 一般送配電事業者 3. 電力広域的運営推進機関

※上記記載価格は、消費税8%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は平成28年3月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(平成26年6月18日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気供給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

お申込み方法

- 当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、当社電気供給約款に承諾のうえ、当社ホームページ申込窓口または所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合は当社本社(〒438-0202 静岡県磐田市高木47-20)宛にご郵送ください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- お客さまから当社へのお申込み完了後、一般送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

電気料金の算定

- 電気料金の算定期間
 - 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
 - 契約開始月は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間といたします。
 - 契約廃止月は、直前の検針日から供給廃止日の前日までの期間といたします。
 - 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。
- 使用電力量の算定
 - 使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により行います。
 - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

お支払い

- 支払方法
 - お支払い方法は、ご契約者さま名義の口座振替に限らせていただきます。ただし手続き完了までに必要な期間、コンビニ決済とさせていただきます。
- お支払い期日
 - 原則として検針日の属する月の末日から起算して翌月末日までといたします。当該支払期日が休祝日の場合にはその直前の営業日を支払期日といたします。
- 請求額のインターネットでの確認
 - 毎月の電気料金と使用量は当社ホームページのマイページでご確認いただけます。
- 翌月請求分への合算
 - 一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。
- 延滞利息の請求
 - お客様が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料を合算して請求させていただくことがございます。

解約・変更について

- 解約・変更の受付
 - お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。なお、変更事項等については、書面、電子メール、ホームページ上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解除等
 - お客様が次のいずれかに該当する場合には、お客様との契約を解除することがあります。
 - お客さまが料金の支払期日を過ぎてもお支払いされない場合
 - 当社電気供給約款に違反する行為があったと認められる場合
 - 差押えもしくは競売または滞納処分を受けたとき等
- 解約金および違約金
 - (1)(2)いずれの場合においても、契約を解約する場合、契約期間に関係なく解約事務手数料3,240円(税込)を申し受けます。また、新規契約後1年に満たない場合の解約は違約金1,080円(税込)を別途申し受けます。新規契約後1年以上経過した契約の解約については、違約金は請求いたしません。
- 契約変更にもなる供給設備・工事費用等について
 - お客様の希望により契約容量増設等変更し、かつ、1年に満たないで解約したことが原因で、一般送配電事業者から当該供給設備・工事に係る費用請求があった場合にはその費用を申し受けます。

その他

- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- 一般送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。